

(案)  
物品売買契約書(単価契約)

1. 物件名 東北森林管理局庁舎で使用する電気の調達
2. 納入場所 東北森林管理局庁舎
3. 契約内容 別紙「仕様書」外のとおり
4. 履行期間 自： 令和8年4月1日  
至： 令和9年3月31日
5. 契約単価 別紙「契約単価表」のとおり
6. 契約予定金額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)  
※本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、契約予定金額に含まれてない。
7. 契約保証金 免除

上記の物品売買契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7月12月 日に交付した東北森林管理局物品売買契約約款及び仕様書によって、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 秋田県秋田市中通五丁目9番16号  
支出負担行為担当官  
東北森林管理局長 箕輪 富男 印

秋田県秋田市山王四丁目3番34号  
分任契約担当官  
自衛隊秋田地方協力本部長 高橋 和栄 印

秋田県秋田市山王七丁目1番3号  
支出負担行為担当官  
秋田労働局総務部長 立花 剛 印

宮城県仙台市青葉区本町三丁目3-1  
支出負担行為担当官  
仙台国税局総務部次長 大澤 清孝 印

受注者

印

## 別紙

### 1 契約

契約単価は、次のとおりとする。なお、以下の各金額には消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等相当額」という。）を含むものとする。

契約単価表

| 区分・単位      |       | 契約単価                                 |
|------------|-------|--------------------------------------|
| 業務用<br>電 力 | 基本料金  | 契約電力（112 kW）<br>1,500 円/kW・月         |
|            | 電力量料金 | 夏季<br>(7月1日～9月30日)<br>28.40 円/kW h・月 |
|            |       | その他季<br>(上記以外の月日)<br>28.40 円/kW h・月  |

- (1) 消費税相当額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する額である。
- (2) 経済情勢等の変化により、契約単価と市況との乖離が大きいと認められる場合には、当該契約単価について、発注者及び受注者にて協議により価格を改定できる。

### 2 記送供給契約により生ずる債務の負担

受注者が東北電力株式会社と締結する託送供給契約によって電気の供給を行う場合は、当該託送供給契約によって生ずる料金その他の金銭債務（発注者に起因し生ずる金銭債務を除く）は、受注者が負担するものとする。

### 3 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月計量日から当月計量日前日までの期間とする。

### 4 料金の算定

毎月の電気料金は、契約電力に基本料金単価を乗じて得た金額と、その1月の使用電力量に電力量料金単価を乗じて得た金額との合計額とする。

料金算定にあたっては、契約電力に係る力率調整及び使用電力量に係る燃料費調整を行うものとし、その取り扱いは東北地域の一般電気事業者が公表している料金表によるものとする。

# 仕 様 書

## 1.概要

- (1) 件名 東北森林管理局庁舎で使用する電気の調達
- (2) 需要場所 東北森林管理局庁舎
- (3) 業種及び用途 官公庁(事務所)

## 2 仕様

供給先に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が 40%以上を満たすこと。また、その環境価値について、東北森林管理局に移転したこととし、いかなる第三者へも移転していないこと。

※参照:「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%28Japanese%29.pdf>

### (1) 供給電気方式等

- ①供給電力方式 交流3相3線式
- ②供給電圧(標準電圧) 6,600 ボルト
- ③計量電圧(標準電圧) 6,600 ボルト
- ④標準周波数 50 ヘルツ
- ⑤受電方式 1回線受電
- ⑥蓄熱式負荷設備の有無 無

### (2) 契約電力及び予定使用電力量

- ①予定契約電力 112 キロワット  
(ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、  
いずれか大きい値とする。)

- ②予定使用電力量 294,000 キロワット時

使用電力量は、予定使用電力量を上回り、または下回ることができる。  
(月別予定使用電力量は別紙のとおり。)

### (3) 単位及び単数処理

- ①契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。
- ②使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。
- ③力率の単位は、1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。

④使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。

⑤月額電気料金の単位は1円とし、その端数は切り捨てることとする。

⑥消費税額及び地方消費税額(以下「消費税等相当額」という。)を加算する場合は、消費税等相当額が課される金額及び消費税等相当額の単位は1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てることとする。

(4) 使用期間(履行期間)

令和8年4月1日0:00から令和9年3月31日24:00まで

(5) 電力量等の計量

①自動検針装置 : 無

②電力会社の検診方法:訪問検針

③電力量計構成 : 電力需給用複合計器

(6) 需給地点及び電気工作物の財産分界点

需要場所における東北森林管理局が施設した柱上の東北電力株式会社の架空引込線と東北森林管理局の開閉器電源側接続点。但し、取引用計量装置は、東北電力株式会社の所有である。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点及び電気工作物の財産分界点に同じ。但し、取引用計量装置は、東北電力株式会社がその保安の責めを負う。

(8) その他

① 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は100%を保持する予定。

② フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

③ 非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。

定格容量 72 キロボルトアンペア 1台

④ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、東北管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(基本契約要綱)によるものとする。

⑤ 再生可能エネルギー電気の確認資料

受注者は、契約年度における電力供給が終了後翌月 10 日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙4を発注者に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙4提出後、協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が2. 仕様を満たしていない場合、受注者は、2. 仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを発注者に提出する等により補修すること。

- ⑥ 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を協議により速やかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、2(2)①によって定めることとする。
- ⑦ 料金の請求は、官署支出官東北森林管理局長宛てに請求し、支払いは官署支出官東北森林管理局長が算出した分担金を、官署支出官東北森林管理局長、官署支出官自衛隊秋田地方協力本部長、官署支出官秋田労働局長及び官署支出官仙台国税局総務部次長が支払うこととするので事務処理については、担当職員と打合せを行い、担当職員の指示により対応することとする。
- ⑧ この仕様書に定めのない供給条件等については、東北管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める電気標準約款によるものとする。
- ⑨ その他この仕様書に定めのない事項については、別途当局職員の指示に従うものとする。

(別紙)

令和8年度予定使用電力量(kwh)

東北森林管理局庁舎

| 月       | 夏季     | その他季    | 合計      |
|---------|--------|---------|---------|
| 令和8年4月  |        | 21,000  | 21,000  |
| 令和8年5月  |        | 18,000  | 18,000  |
| 令和8年6月  |        | 19,000  | 19,000  |
| 令和8年7月  | 22,000 |         | 22,000  |
| 令和8年8月  | 24,000 |         | 24,000  |
| 令和8年9月  | 22,000 |         | 22,000  |
| 令和8年10月 |        | 19,000  | 19,000  |
| 令和8年11月 |        | 25,000  | 25,000  |
| 令和8年12月 |        | 30,000  | 30,000  |
| 令和9年1月  |        | 34,000  | 34,000  |
| 令和9年2月  |        | 30,000  | 30,000  |
| 令和9年3月  |        | 30,000  | 30,000  |
| 合計      | 68,000 | 226,000 | 294,000 |

注1 夏季

令和8年7月1日から令和8年9月30日までの期間

注2 その他季

令和8年4月1日から令和8年6月30日までの期間及び令和8年10月1日から令和9年3月31日までの期間

別紙

令和 年 月 日

## 特定電源割当証明書

支出負担行為担当官  
東北森林管理局長 箕輪 富男 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

以下のとおり東北森林管理局に電力を供給したことをここに証明する。  
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、東北森林管理局に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証明する。

### 1 お客様情報

お客様番号  
需要施設名  
需要施設住所  
契約電力

東北森林管理局庁舎  
秋田県秋田市中通五丁目9番16号

### 2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(環境価値の属性情報は別紙のとおり)

| 区分                   | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月<br>(見込み) | 累積<br>(見込み) |
|----------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|-------------|-------------|
| 再エネ由来電力量<br>(kWh)【A】 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |             |             |
| 供給電力量<br>(kWh)【B】    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |             |             |
| 再エネ比率<br>(%)【A/B】    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |             |             |

担当者等連絡先  
部署名:  
責任者名:  
担当者名:  
電話:  
E-mail:

## 環境価値の属性情報(見込みを含む)